

## 農地を養殖池とする場合の一時転用期間の延長

(令和3年3月4日施行 農林水産省通知 2農振第2935号)

### 特例措置前

○農用地区域内では、一時転用について許可を受けることにより養殖池に転用することが可能であるが、一時転用が認められる期間は、3年以内に限定されていた。

(根拠) 農地法施行令第4条第1項第1号(イ)及び第11条第1項第1号(イ)並びに農林水産省通知「農地法関係事務処理基準」及び「農地法の運用について」の制定について

### ニーズ

○棚田を多く有する中山間地域では、耕作不利地であることや農業者の高齢化による担い手不足が生じていることから、農地の耕作放棄地化が進んでいる。

○同じ地域の養殖業者がこれらの農地を棚池(養殖池)として活用することで、農地等を維持する労働力の確保や遊休農地化の防止につながる。



### 特例措置

○農地を一時転用する場合の一時転用期間を10年以内に延長する。(再許可による期間更新も可)

#### <対象>

内水面における水産動植物の養殖のための転用(養殖池に附帯する給排水施設等も含む)

#### <主な要件>

・容易に農地への復元が可能

(例えば、転用する際のために施行する工事が簡易な土地の掘削や盛土等の場合。コンクリートの打設のような工事は不可)

・地域農業との関係等に係る市町村との協定の締結

(例えば、養殖池の利用・管理に関する事、周辺農地の利用の確保に関する事、地域農業との関わりに関する事、利用廃止や原状回復に関する事等)

・担い手による営農が見込まれない農地であること 等



### 効果

優良農地の確保、地域の農業振興と調和のとれた養殖事業の促進に貢献する。